

動物実験に関する自己点検・評価報告書

長崎県立大学

令和3年 3月

## I. 規程及び体制等の整備状況

## 1. 機関内規程

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 <input type="checkbox"/> 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 機関内規程が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 長崎県立大学動物実験規程（平成 23 年 12 月 6 日規程第 37 号） 長崎県立大学動物実験委員会規程（平成 24 年 3 月 6 日規程第 1 号） 長崎県立大学動物実験利用細則 長崎県立大学実験動物施設 緊急時の対応マニュアル 令和 2 年度 動物実験講習会実施記録ならびに受講者名簿
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 規程および細則の内容は基本指針の趣旨に沿っている。平成 28 年度に整備した動物実験施設における緊急時の対応マニュアルについては、動物実験講習会（新規、更新に関わらず動物実験施設を使用する全て者が受講）ので周知を徹底した。したがって、動物実験に関する機関内規程の整備状況についての自己点検・評価は妥当と判断する。
4) 改善の方針、達成予定時期 特になし

## 2. 動物実験委員会

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれていない。
2) 自己点検の対象とした資料 長崎県立大学動物実験委員会規程（平成 24 年 3 月 6 日規程第 1 号） 動物実験委員会議事録（令和 2 年度）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 規定にしたがい、5 名の委員で構成される動物実験委員会が設置され、基本指針に即した適正な運営が行われている。したがって、動物実験委員会の整備状況についての自己点検・評価は妥当と判断する。
4) 改善の方針、達成予定時期 特になし

## 3. 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか?)

<p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。</p> <p><input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められていない。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>長崎県立大学動物実験規程（平成23年12月6日規程第37号）</p> <p>長崎県立大学動物実験委員会規程（平成24年3月6日規程第1号）</p> <p>長崎県立大学動物実験利用細則</p>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <p>動物実験計画の立案、審査、承認および結果報告については規定で定められており、それにしたがった手続きが行われている。それらの手続きに必要な各種様式も定められており、基本指針に則した動物実験の実施体制が整備されている。したがって、動物実験の実施体制についての自己点検・評価は妥当と判断する。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>特になし</p>

## 4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

<p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 該当する動物実験は、行われていない。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>長崎県立大学動物実験規程（平成23年12月6日規程第37号）</p> <p>長崎県立大学動物実験利用細則</p> <p>長崎県立大学組換えDNA実験安全管理規程（平成20年4月1日規程第7号）</p>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <p>本学では、遺伝子組換え動物実験を行う際には、安全管理を目的とする規定に沿って行われている。放射性同位体を用いる実験および感染動物実験は本学では行われていない。また、学生実験等で実験動物の解剖が行われることが考えられる学生実験室の出入口にも、本年度、室外逃亡防止のためのネズミ返しを設置（(理化学実験室で2か所および生理・病理学実験室で1か所）し、より安全性の高い動物実験環境を整備した。</p>

以上のことから、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制についての自己点検・評価は妥当と判断する。
4) 改善の方針、達成予定時期 特になし

## 5. 実験動物の飼養保管の体制

(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか?)

1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 長崎県立大学動物実験規程 (平成 23 年 12 月 6 日規程第 37 号) 長崎県立大学動物実験委員会規程 (平成 24 年 3 月 6 日規程第 1 号) 長崎県立大学動物実験利用細則 長崎県立大学実験動物施設 緊急時の対応マニュアル
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) 規程および細則にしたがい、本学の動物実験施設では、学長指名により動物実験施設長が置かれ、数名の実験動物管理運営委員がこれを補佐する体制がとられている。動物実験室の運営、実験動物の飼養管理、施設内の設備などに関する実務的な業務を行っている。実験動物の飼養保管体制の整備の一環として、実験施設における災害時などの緊急時の対応マニュアルを、大学ホームページに掲載している。基本的な管理体制は整備されており、実験動物の飼養保管の体制についての自己点検・評価は妥当と判断する。
4) 改善の方針、達成予定時期 特になし

## 6. その他 (動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果)

特になし
------

## II. 実施状況

## 1. 動物実験委員会

(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

<p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に機能している。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>長崎県立大学動物実験規程 (平成 23 年 12 月 6 日規程第 37 号)</p> <p>長崎県立大学動物実験委員会規程 (平成 24 年 3 月 6 日規程第 1 号)</p> <p>動物実験計画申請資料 (令和 2 年度)</p>
<p>3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <p>動物実験委員会は、委員会規程の所掌事項に定められているように、動物実験計画の審査の他、動物実験の実施状況の確認、実験室内環境の調査、実験者の教育訓練、自己点検・評価などを行っており、基本指針に則した委員会の機能を果たしている。したがって、動物実験委員会の活動について、自己点検・評価は妥当と判断する。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期</p> <p>特になし</p>

## 2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

<p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>動物実験計画書</p> <p>動物実験 (変更・追加) 計画書</p> <p>実験動物搬出・処分・死亡届</p> <p>動物実験結果報告書</p>
<p>3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)</p> <p>令和 2 年度は、14 件の動物実験計画についての審査を行い、全て学長の承認を得て実験は実施された。動物結果報告書等の必要書類も適正に提出され、計画に沿って適正に動物実験が実施された。したがって、動物実験の実施状況について、自己点検・評価の内容は妥当と判断する。</p>

## 4) 改善の方針、達成予定時期

特になし

## 3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

## 1) 評価結果

- 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験は、行われていない。

## 2) 自己点検の対象とした資料

長崎県立大学動物実験規程 (平成 23 年 12 月 6 日規程第 37 号)

長崎県立大学動物実験委員会規程 (平成 24 年 3 月 6 日規程第 1 号)

動物実験計画書 (受付番号: R02-01)

長崎県立大学組換えDNA実験安全管理規程 (平成 20 年 4 月 1 日規程第 7 号)

組換えDNA実験安全委員会議事録 (令和元年度 3 月)

## 3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

今年度、遺伝子組み換え動物実験が実施された。実施に先立ち、前年度 3 月に組換え DNA 実験安全委員会で承認を行い、令和 2 年 4 月に動物実験委員会の承認を経て、令和 2 年 5 月に群馬大学より遺伝子組み換え動物が移入され、本学の動物使用施設 (P1A) で飼養された。

感染動物実験および放射性同位元素を用いる動物実験は実施されていない。したがって、安全管理を要する動物実験の実施状況について、自己点検・評価は妥当と判断する。

## 4) 改善の方針、達成予定時期

特になし

## 4. 実験動物の飼養保管状況

(実験動物管理者の活動は適切か? 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか?)

## 1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

## 2) 自己点検の対象とした資料

長崎県立大学動物実験利用細則

## 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

細則には、飼養保管の手順等が具体的に定められており、それにしたがって動物実験施設長は実験動物管理運営委員とともに飼養保管についての業務内容の把握と改善につとめている。したがって、実験動物の飼養保管状況についての自己点検・評価は妥当と判断する。

## 4) 改善の方針、達成予定時期

特になし

## 5. 施設等の維持管理の状況

（機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか？ 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか?）

## 1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

## 2) 自己点検の対象とした資料

動物実験施設内の室温および湿度変化の記録

## 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

動物実験施設内の室温および湿度管理については、1 時間ごとにモニターされた結果が本学中央監視室（エネルギーセンター）より毎日施設長に送付されており、異常の有無を常に確認できる体制が整っている。また、動物飼育室内の明暗調整については、12 時間おきに自動点滅するタイマーを装備している。その他、施設内の白衣および下足用ロッカーは UV 殺菌灯付きのものを使用し、感染等に対するリスク管理を行っている。したがって、施設等の維持管理の状況についての自己点検・評価は妥当と判断する。

## 4) 改善の方針、達成予定時期

特になし。

## 6. 教育訓練の実施状況

（実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?）

## 1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

## 2) 自己点検の対象とした資料

長崎県立大学動物実験規程（平成 23 年 12 月 6 日規程第 37 号）

<p>長崎県立大学動物実験利用細則 動物実験講習会実施記録ならびに受講者名簿（令和 2 年度）</p>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 動物実験実施者に対する教育訓練の実施記録や受講者の記録により、基本指針に則した教育訓練が実施されていると判断する。</p> <p>令和 2 年度 第 1 回目実施日（令和 2 年 8 月 11 日）、受講者数 43 名 第 2 回目実施日（令和 2 年 8 月 17 日）、受講者数 32 名 第 3 回目実施日（令和 2 年 8 月 27 日）、受講者数 5 名 第 4 回目実施日（令和 2 年 9 月 4 日）、受講者数 3 名</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期 特になし</p>

## 7. 自己点検・評価、情報公開

（基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか？）

<p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 <input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p>
<p>2) 自己点検の対象とした資料 動物実験に関する自己点検・評価（令和 2 年度・本報告書）</p>
<p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 自己点検・評価は、学内規程にしたがい平成 23 年度より継続して行っており、報告書は大学のホームページで公開している。したがって、自己点検・評価、情報公開について、適正に実施されていると判断する。</p>
<p>4) 改善の方針、達成予定時期 必要が生じた時には迅速に対応し改善する。</p>

## 8. その他

（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果）

<p>特になし</p>
-------------